

(戒告及び除名)

第 12 条

1. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。
 - 一 本会の名誉又は信用を毀損したとき
 - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき
 - 三 会員としての義務の履行を怠ったとき
2. 本会が、前項の規定によりその会員を除名しようとするときは、その会員に社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第 13 条

会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員名簿)

第 14 条

1. 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。
2. 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
3. 本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。
4. 本会は、会員名簿の管理に留意し、名簿を本会事業以外の目的に利用しないこととする。

第 3 章 役員及び顧問・相談役

(役員の種類)

第 15 条

1. 本会には次の役員を置く。
 - 一 理事 15 名以上 30 名以内
 - うち 会長 1 名
 - 副会長 4 名以上 8 名以内
 - 専務理事 1 名を置くことができる
 - 常任理事 15 名以内
 - 二 監事 1 名以上 2 名以内（但し、うち 1 名を常任監事とすることができる）
2. 会長は、法上の代表理事とする。